浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書 第4回改定 新旧対照表

ページ	(旧:平成29年4月版)		
	第6編下水道編		
	佐 1 本 〒 J. 佐湾=ル=1		
	第1章 下水管 渠 設計		
	第1節調査	第1	
4-6-1	第	第 · 第	
	設計図書に示された対象設計区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地	Т	
	下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、		
	確認しなければならない。		
4-6-1	(追記)	第	
		爭	
		 ~	
4-6-1	第2節 基本設計 第6106条 設計図の作成	第 2	
4-0-1	第6106条 設計図の作成 (3) 縦断面図	第	
	縦断面図 (S=縦 1:100、横 1:500) は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次		
	の事項を記入すること。管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区		
	間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形		
	状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記		
	入すること。		
	(4) 流量計算表		
	流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管渠の断面、勾		
	配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。		
4-6-2	第 6107 条 概略工法検討	설	
	概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法(開削、推進、シールド)の選	, A	
	定を行うものである。ただし、個所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。		

<u>(新:令和2年4月版)</u> 第6編 下 水 道 編

第1章 下水管きょ設計

第1節調 査

第 6103条 地下埋設物調査

設計図書に示された<mark>設計対象</mark>区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

第6106条 既設管調査

管路内調査は、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きょの劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きょの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものをいう。TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。

また、測量調査によって既設管きょ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。

第 6107条 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第2節 基本設計

第 6108条 設計図の作成

(3) 縦断面図

縦断面図 (S=縦 1:100、横 1:500) は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。

(4) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管きよの断面、 勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。

第 6109条 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法(開削、推進、シールド)の選定を行うものである。ただし、箇所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

ページ	(旧:平成29年4月版)	
4-6-2	(追記)	舅
	第 6108 条 詳細設計	
	(1) 位置図	
	位置図(S=1:10,000~1:30,000)は(追記)地形図に施工個所を記入する。	
	(3) 平面図	
	平面図 (S=1:500) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の 占用位置、マンホール及び立坑の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間 距離及び管渠の名称等を記入する。	
	(4) 詳細設計図	
	詳細設計図(S=1:50~1:100)は(追記)主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等、特に詳細図を必要とし、監督員が指示する場合に平面(追記)及び断面図を作成する。	
	(5) 縦断面図	
	縦断面図 (S=縦 1:100、横 1:500) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記 入する。	
	管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。	
	(6) 横断面図 横断面図 (S=1:50~1:100) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。 管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、土被り及び必要な地下 埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入す る。	
4-6-3	第 6109 条 各種計算	
4-0-3	管種、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法(追記)等の計算にあたっては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。	
4-6-3	 第 6110 条 数量計算	
	土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法(追記)等材料別に数量を 算出する。	
4-6-3	第3節 照 査 第6111 条 照査事項 (1) 基本条件の内容確認について	舅
	(3) 設計計画(設計方針・設計手法)の妥当性について (4) 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう(追 記))について	

第3節 新設及び改築・詳細設計

第6110条 設計図の作成

(1) 位置図

位置図 (S=1:10,000~1:30,000) は、地形図に施工<mark>箇</mark>所を記入する。

(新:令和2年4月版)

(3) 平面図

平面図 (S=1:500) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の 占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区 間距離及び管きよの名称等を記入する。

(4) 詳細設計図

詳細設計図 (S=1:50~1:100) は、主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物 近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等(削除)特に詳細図を必要とし、発注 者が指示する場合に平面図及び断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図 (S=縦 1:100、横 1:500) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きょの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きょの名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図 (S=1:50~1:100) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。 管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、土被り及び必要な地 下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記 入する。

第6111条 各種計算

管種、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

第6112条 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に 数量を算出する。

第4節 照 査

第6113条 照查事項

- (1) 基本条件の確認内容について
- (3) 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について
- (4) 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。) について

ページ (旧:平成29年4月版) (新:令和2年4月版) (5) 計算書と設計図との整合性について (5) 計算書と設計図 (削除) の整合性について 4-6-3 **第4節 成果品** 第5節 成果品 第 6114 条 成果品 第 6112 条 成果品 表 6.1.1 下水管渠設計(基本設計) 成果品一覧表 表 6.1.1 下水管きょ設計(基本設計) 成果品一覧表 図書名 図書名 位置図 位置図 1 区画割施設平面図 区画割施設平面図 3 縦断面図 縦断面図 流量計算表 流量計算表 5 概略構造図 概略構造図 6 概略工法検討書 概略工法検討書 7 報告書 報告書 打合せ議事録 打合せ議事録 その他参考資料(地下埋設物調査資 その他参考資料(地下埋設物調査資 表 6.1.2 下水管渠設計(詳細設計) 成果品一覧表 表 6.1.2 下水管きょ設計(詳細設計) 成果品一覧表 No. 図書名 No. 図書名 位置図 位置図 系統図 2 系統図 平面図 3 平面図 詳細平面図 詳細平面図 4 縦断面図 縦断面図 横断面図 横断面図 構造図 7 構造図 7 8 仮設図 8 仮設図 水理計算書 9 水理計算書 10 構造計算書(耐震設計計算書を含む) 10 構造計算書(耐震設計計算書を含む) 11 数量計算書 11 数量計算書 12 報告書 12 報告書 13 特記仕様書 13 特記仕様書 14 打合せ議事録 14 打合せ議事録 その他の資料 15 その他の資料

ページ (旧:平成29年4月版) (新:令和2年4月版)

4-6-5 **第5節 参考図書**

第 6113 条 参考図書

受注者は、業務に当たり、下記に掲げる図書に準拠して行なう。 また、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること とする。

No.	名	称	編集又は発行所名
1	下水道委託設計指針		浜松市上下水道部
2	浜松市下水道標準構造図		浜松市上下水道部
3	下水道施設計画・設計指針と解説		日本下水道協会
4	下水道維持管理指針		日本下水道協会
5	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説		日本下水道協会
6	下水道管路施設設計の手引き		日本下水道協会
7	下水道施設の耐震対策指針と解説		日本下水道協会
8	下水道施設耐震計算例-管路施設編		日本下水道協会
9	下水道推進工法の指針と解説		日本下水道協会
10	下水道マンホール安全対策の手引き(案)		日本下水道協会
11	水理公式集		土木学会
12	コンクリート標準示方書		土木学会
13	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説		土木学会
14	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説		土木学会
15	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説		土木学会
16	道路技術基準通達集		国土交通省
17	道路構造令、同解説と運用		日本道路協会
18	道路土工-仮設構造物工指針		日本道路協会
19	道路土工-擁壁工指針		日本道路協会
20	道路土工-カルバート工指針		日本道路協会
21	共同溝設計指針		日本道路協会
22	道路橋示方書・同解説		日本道路協会
23	水門鉄管技術基準		電力土木技術協会
24	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案) 同解認	ź	日本河川協会
25	港湾の施設の技術上の基準・同解説		日本港湾協会

第6節 参考図書

第 6115 条 参考図書

受注者は、業務に当たり、下記に掲げる図書に準拠して行なう。

また、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けることとする。

No.	名	編集又は発行所名
1	下水道委託設計指針	浜松市上下水道部
2	浜松市下水道標準構造図	浜松市上下水道部
3	下水道施設計画・設計指針と解説	日本下水道協会
4	下水道維持管理指針	日本下水道協会
5	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	日本下水道協会
6	下水道管路施設設計の手引 (削除)	日本下水道協会
7	下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会
8	下水道施設耐震計算例-管路施設編	日本下水道協会
9	下水道推進工法の指針と解説	日本下水道協会
10	管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン	日本下水道協会
11	下水道マンホール安全対策の手引き(案)	日本下水道協会
12	水理公式集	土木学会
13	コンクリート標準示方書	土木学会
14	トンネル標準示方書(シールド工法編) ・同解説	土木学会
15	トンネル標準示方書(山岳工法編) ・同解説	土木学会
16	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土木学会
17	道路技術基準通達集	国土交通省
18	道路構造令の解説と運用	日本道路協会
19	道路土工一仮設構造物工指針	日本道路協会
20	道路土工-擁壁工指針	日本道路協会
21	道路土工ーカルバート工指針	日本道路協会
22	共同溝設計指針	日本道路協会
23	道路橋示方書・同解説	日本道路協会
24	水門鉄管技術基準	電力土木技術協会
25	改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)同解説	日本河川協会
26	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会

ページ	(旧:平成29年4月版)	
	第2章 下水道終末処理場、ポンプ場実施設計	
	第1節 基本設計	第
4 - 6 - 6	第 6201条 基本設計図書の作成に関する業務	
	(1) 基本設計を実施する上で検討又は確認を要する事項	
	(才) 施設設計	
	① 容量計画	
	(キ) 施工方法の比較検討	
	施工方法については、土質調査資料、周辺状況、その他の関係資料等を考慮 し、施工方法ごとの概算コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事公害の検 討を行うこと。	
	(2) 基本設計図書の作成に関する業務	
	ただし、一般平面図、その他これによっては不都合の場合は、監督員との協議に	
	よる。	
	(イ) 基本設計図	
	② 建築関係	
	d) 全体鳥瞰図(カラー仕上げ)	
	③ 機械関係	
	c) 主要配管経路図(ルート及びスペース)	
	④ 電気関係 e) 計装設備図(主要計測及び操作端フローシート)	
	(3) 基本設計図書(確認及び検討書、図面等)の作成	
	基本設計図書(確認(追記)及び検討書、(追記)図面等)は、「本条(1)基	
	本設計を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「本条	
	(2) 基本設計図書作成に関する業務」で作業した図面を下記の内容により構成、	
	まとめるものとする。	
	(ア) 共通事項	
	③ 維持管理方法検討書	
	(イ) 土木関係	
	② 基礎指示形式の比較検討書	
	第2節 詳細設計	第
4-6-10	第 6202 条 詳細設計図書の作成に関する業務	
	詳細設計業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、詳細設計図書	
	として、まとめなければならない。	
	(1) 詳細設計業務で確認する事項	

第2章 下水道終末処理場、ポンプ場実施設計

(新:令和2年4月版)

第1節 基本設計

第 6201条 基本設計図書の作成に関する業務

- (1) 基本設計を実施する上で検討又は確認(削除)する事項
 - (才) 施設設計
 - ① 容量計算
 - (キ) 施工方式の比較検討

施工方式については、土質調査資料、周辺状況、その他(削除)関係資料等を考慮し、施工方法ごとの概算コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事公害の検討を行うこと。

(2) 基本設計図書の作成に関する業務

ただし、一般平面図、その他これによっては不都合な場合は、発注者との協議による。

- (イ) 基本設計図
 - ② 建築関係
 - d) 全体鳥瞰図(カラー仕上(削除))
 - ③ 機械関係
 - c) 主要配管**系統**図 (ルート及びスペース)
 - ④ 電気関係
 - e) 計装設備図(主要計測及び操作(削除)フローシート)
- (3) 基本設計図書(確認及び検討書、図面等)の作成

基本設計図書(確認書、(削除)検討書(削除)及び図面等)は、「本条(1) 基本設計を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「本 条(2)基本設計図書作成に関する業務」で作業した図面を下記の内容により構成、 まとめるものとする。

- (ア) 共通事項
 - ③ 維持管理方式検討書
- (イ) 土木関係
 - ② 基礎支持形式の比較検討書

第2節 詳細設計

第 6202条 詳細設計図書の作成に関する業務

詳細設計業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、詳細設計図書として(削除)まとめなければならない。

(1) 詳細設計業務で確認する事項

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(ア) 受注者は、詳細設計業務を進めるにあたり、設計対象施設に関する基本設	(ア) 受注者は、詳細設計業務を進めるに当り、設計対象施設に関する基本設計
	計の内容について確認を行わなければならない。	の内容について確認を行わなければならない。
	(イ) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、設計	(イ) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、設計
	計算方法、荷重条件、設備機器の重量表、主要寸法形状一覧表、主要設備機器	計算方法、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器
	の搬入経路、及び各部寸法等の確認を行わなければならない。	の搬入経路(削除)及び各部寸法等の確認を行わなければならない。
	(2) 詳細設計業務で行う計算書等の作成に関する業務	(2) 詳細設計業務で行う計算書等の作成に関する業務
	受注者は、発注者が提供した資料、又は受注者の調査した項目について、整理し、	受注者は、発注者が提供した資料、又は受注者の調査した項目について、整理し、
	確認又は検討を行った後に次の業務を行う。	確認又は検討を行った後に次の業務を行う。
	なお、確認された基本設計図書のうち、詳細設計で使用できるものは、再使用を	なお、確認された基本設計図書のうち(削除)詳細設計で使用できるものは、再
	妨げない。	使用を妨げない。
	(イ) 建築関係	(イ) 建築関係
	③ 仮設計算書	(削除)
	④ 設備設計計算書	③ 設備設計計算書
	(ウ) 機械関係	(ウ) 機械関係
	③ 特殊設備の安全性、(追記)安定性に対する検討書	③ 特殊設備の安全性 (削除)・安定性に対する検討書
	(3) 詳細設計図の作成に関する業務	(3) 詳細設計図の作成に関する業務
	受注者は、次に示す詳細設計図を作成すること。	受注者は、次に示す詳細設計図を作成すること。
	(ア) 土木関係	(ア) 土木関係
	⑥ 場内管渠配管図(平面図、縦横断面図)	⑥ 場内管きょ配管図(平面図、縦横断面図)
	⑦ 場内配水管、マンホール、ます構造図	⑦ 場内 <mark>排</mark> 水管、マンホール、ます構造図
	(イ) 建築関係	(イ) 建築関係
	⑤ 主要建物(沈砂池、(追記)ポンプ室、(追記)管理棟、自家発電機室、	⑤ 主要建物(沈砂池 (削除)・ポンプ室、ポンプ室、管理棟、自家発電機
	汚泥処理棟、送風機室)の透視図(カラー仕上げ)	室、汚泥処理棟、送風機室)の透視図(カラー仕上(削除))
	(4) 工事設計書の作成に関する作業	(4) 工事設計書の作成に関する <mark>業務</mark>
	第3節 增設設計	第3節 增設設計
4-6-12	第6203条 増設基本設計図書の作成に関する業務	第 6203条 増設基本設計図書の作成に関する業務
	増設基本設計業務は、	増設基本設計業務は、
	③ 施工方式、比較検討	③ 施工方法比較検討
4-6-12	第 6204条 増設詳細設計図書の作成に関する作業	第 6204条 増設詳細設計図書の作成に関する業務
4-6-12	(追記) (追記)	第4節 改築設計
		第 6205条 改築基本設計図書等の作成に関する業務
		改築基本設計業務は、次の事項の検討又は確認並びに基本設計図書の作成を行い、
		改築基本設計図書として、まとめなければならない。

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(追記)	(1) 改築基本設計を実施する上で検討又は確認する事項
		改築基本設計業務において、次の事項を確認しなければならない。
		(ア) 課題の確認
		① 法令等の確認
		下水道法、都市計画法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、振動規制法、
		騒音規制法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締
		法等
		② 上位計画等の確認
		流域別下水道整備総合計画、特定水域高度処理基本計画、都道府県構想、
		再生水利用基本計画、下水汚泥処理総合計画、長寿命化計画、耐震化計画
		等
		③ 既存施設の課題の確認、整理
		計画諸元等の変更への対応、法令・基準等の改定への対応、社会的ニー
		ズ・水準への対応、運転実績による施設の改善要求への対応等
		④事業計画等の内容確認
		(イ) 仕様及び施工方法の検討
		① 資料収集及び現地調査
		設計図書、完成図書、改築等の調査・診断報告書、維持管理記録、現地調
		査(既設構造物、既存機械・電気設備)等
		② 施設仕様の検討
		法律に基づく規制への対応の検討(労働安全基準、消防法、建築基準法、
		公害防止条例等)、施設の容量計算、水理計算、負荷計算、既設設備の改
		善策の検討(浸水対策、腐食対策等)、省エネルギー、省資源、省力化に
		対応した機種検討、機器配置、配管・配線ルート等の配置計画の検討、搬
		出入計画の検討、耐荷重能力、耐震性等の構造計画の検討等、その他の改
		築基本設計図書作成に必要な作業
		③ 施工方法の検討
		制約条件の整理、仮設計画の検討、代替施設計画の検討、段階的施工計
		画の検討等
		(ウ) 改築事業量の算定
		① 工種別(土木、建築、機械、電気)
		② 財源別(補助対象事業費、単独事業費)
		③ 年度別事業計画
		(2) 改築基本設計図書の作成に関する業務
		改築事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門との相互関 核を明らかにする改築其本記計図書を作成すること。改築其本記計図書は次
		係を明らかにする改築基本設計図書を作成すること。改築基本設計図書は次
		に示した内容とし、縮尺 1:100~1:200 を標準とする。
		ただし、一般平面図、その他これによって不都合な場合は、発注者との協
		議による。

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(追記)	(ア) 事業計画の検討
		① ポンプ場、処理場の概算改築事業費の算出
		② ポンプ場、処理場の改築事業計画の検討
		(イ) 改築実施計画図
		ポンプ場、処理場設計の基本設計図に準じる。
		(3) 改築基本設計図書(確認書、検討書及び図面等)の作成に関する業務
		改築基本設計図書(確認書、検討書及び図面等)は「(1)改築基本設計
		を実施する上で検討又は確認する事項」で行った検討・確認事項及び「(2)
		改築基本設計図書の作成に関する業務」で作業した図面を下記の内容により
		構成、まとめるものとする。
		(ア) 共通事項
		① 基本条件、制約事項等の確認書
		② 施設仕様の検討書
		③ 施工方法の検討書(仮設計画・代替施設計画検討、旧施設との切替方式
		検討等)
		④ 概算工事費算定書
		⑤ 年度別事業実施計画書(段階的施工計画の検討)
		⑥ その他必要な検討書
		(イ) 土木関係
		① 施設配置計画、水位関係検討、容量計算書、水理計算書
		② 基礎支持形式の比較検討書
		③ 仮設計画検討書
		(ウ) 建築関係
		① 改築実施設計検討書
		② 特殊構造の検討書
		③ 基礎支持形式の比較検討書
		④ 仮設計画検討書
		⑤ 建築設備計画検討書
		(工) 機械関係
		① 主要機器構成計画(基本フローを含む)
		② 設備容量計画
		③ 水利用計画
		④ 油類利用計画検討書
		⑤ 主要機器搬出入計画(主要機器寸法を含む)
		⑥ 主要機器重量表
		(才) 電気関係
		① 使用電力需要計画
		② 受変電及び負荷設備計画
		③ 自家発電設備計画

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(追記)	④ 制御電源設備計画
		⑤ 監視制御設備計画
		⑥ 計装設備計画
		⑦ 主要機器構成計画
		⑧ 主要機器重量表
		第6206条 改築詳細設計図書の作成に関する業務
		改築詳細設計業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、改築詳細
		設計図書としてまとめなければならない。
		(1) 改築詳細設計業務で確認する事項
		改築詳細設計業務において、次の事項を確認しなければならない。
		(ア) 受注者は、改築詳細設計業務を進めるに当たり、設計対象施設に関する基
		本設計の内容について確認を行わなければならない。
		(イ) 土木建築構造物の計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、
		設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路及び各
		部寸法等の確認を行わなければならない。
		(ウ) 施工に必要な代替施設、池・水路等の締切り・切廻し用構築物、排水用施
		設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物等(以下、仮設構造物等という。)
		の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認又は
		検討を行わなければならない。
		(2) 改築詳細設計業務で行う計算書等の作成に関する業務
		受注者は、発注者が提供した資料、又は受注者が調査した事項について、
		整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。
		なお、確認された基本設計図書のうちで、改築詳細設計で使用できるもの
		は、再使用を妨げない。
		(ア) 土木関係
		① 構造計算書
		② 基礎計算書
		③ 仮設計算書
		④ 水理計算書
		⑤ 容量計算書
		⑥ 施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)
		(イ) 建築関係
		① 構造計算書
		② 基礎計算書
		③ 設備設計計算書
		④ 施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)
		(ウ) 機械関係
		① 設備容量計算書
		能力、台数、出力等

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
(追記)		② 機器リスト表
		③ 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
		④ 主要機器重量表及び建築荷重設定表
		⑤ 機器搬出入計画書
		⑥ 施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)
		(工) 電気関係
		① 設備容量計算書
		能力、台数、出力等
		② 運転操作概要書
		③ 主要機器重量表及び建築荷重設定表
		④ 機器搬出入計画書
		⑤ 施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)
		(3) 詳細設計図の作成に関する業務
		受注者は、改築施設並びに仮設構築物等について次に示す詳細設計図を作
		成すること。
		(ア) 土木関係
		① 一般平面図
		② 水位関係図
		a)平面図
		b) 縦横断面図
		c)杭配置図
		④ 詳細図
		設備(機械、電気)との取合図及び箱抜き図
		⑤ 配筋図(鉄筋加工図は数量計算書に記入)
		⑥ 既設撤去図
		⑦ 工事特記仕様書 (人) 建物制度
		(イ) 建築関係
		① 建築意匠図 案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、
		断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表、工事性記44巻ま、佐世図
		工事特記仕様書、箱抜図
		② 建築構造図 伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図
		③ 建築機械設備図 ※ 京及び、東郊公の詳細図
		系統図、平面図、断面及び必要部分の詳細図
		④ 建築電気設備図 電灯 非常用照明 設備動力 電気時計 水災報知 電話 故声
		電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、 テレビ共聴等
		a) 系統図
		b) 各階配線平面図

ページ (旧:平成29年4月版) (新:令和2年4月版)

4-6-13 **第5節 成果品**

第 6206 条 成果品

表 6. 2.1 下水道終末処理場、ポンプ場 基本設計 成果品一覧表

No.	図書名
1	基本設計検討書
2	基本設計図
3	鳥瞰図
4	鳥瞰図写真
5	打合せ議事録

表 6.2.2 下水道終末処理場、ポンプ場 詳細設計成果品一覧表

U <u>. L. L</u>	八八旦小	3.不足生物、ハンノ物 叶神以口及不
No.		図書名
1		詳細設計図
2	土	計算書
3	木・	工事特記仕様書(土木・建築)
4	建	工事設計書 (金抜)
5	築関	数量計算書
6	係	主要建築物透視図
7		主要建築物透視図 (写真)
8		詳細設計図
9	機	計算書
10	械関	工事特記仕様書(機械)
11	係	工事設計書 (金抜)
12		数量計算書
13		詳細設計図
14	電	計算書
15	気関係	工事特記仕様書 (電気)
16		工事設計書 (金抜)
17		数量計算書
18	打合せ議事録	

第6節 成果品

第 6208 条 成果品

表 6. 2.1 ___ 下水道終末処理場、ポンプ場 基本設計 成果品一覧表

No.	図書名	
1	基本設計検討書	
2	基本設計図	
3	鳥瞰図	
4	鳥瞰図写真	
5	打合せ議事録	
6	電子成果品	

表 6.2.2 下水道終末処理場、ポンプ場 詳細設計 成果品一覧表

<u> </u>	1 AND THE PROPERTY OF THE PROP		
No.	図書名		
1	土	詳細設計図	
2	木	計算書	
3	建築	工事特記仕様書(土木・建築)	
4	築関	工事設計書 (金抜)	
5	係	数量計算書	
6		詳細設計図	
7	機	計算書	
8	械 関 係	工事特記仕様書 (機械)	
9		工事設計書 (金抜)	
10		数量計算書	
11		詳細設計図	
12	電	計算書	
13	気関	工事特記仕様書(電気)	
14	係	工事設計書(金抜)	
15		数量計算書	
16	打合せ議事録		
17	電子成果品		
	l		

ページ (旧:平成29年4月版) (新:令和2年4月版)

4-6-15 **第6節 参考図書**

第 6207 条 参考図書

受注者は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。なお、これら以外の図書を参考とする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

No.	名	編集又は発行所名
1	日本工業規格	_
2	日本下水道協会規格	_
3	電気規格調査会標準規格	_
4	日本電機工業会標準規格	_
5	日本農業規格	_
6	日本電線工業会標準規格	_
7	内線規程	日本電気協会
8	下水道施設計計画 一指針と解説ー	日本下水道協会
9	下水道維持管理指針	日本下水道協会
10	小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説	日本下水道協会
11	下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会
12	下水道施設耐震計算例 -処理場・ポンプ場編-	日本下水道協会
13	水理公式集	土木学会
14	コンクリート標準示方書	土木学会
15	鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説説-許容応力度設計 法-	日本建築学会
16	鉄骨鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説 一許容応力度 設計と保(追記)水力平耐力-	日本建築学会
17	鋼構造設計規準 一許容応力度設計法一	日本建築学会
18	建築基礎構造設計指針	日本建築学会
19	壁式構造関係設計基準集・同解説 -壁式鉄筋コンクリート 編-	日本建築学会
20	土木製図基準	土木学会
21	国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 建築工事設計図書作 成基準及び同解説	公共建築協会
22	機械製図基準 JISハンドブック 5	日本規格協会
23	電気記号 JISハンドブック 7	日本規格協会
24	(追記) 建築工事標準詳細図	国土交通省大臣官房官庁 営繕部 監修
25	(追記)公共建築設備工事標準図 - (電気設備工事編)-	国土交通省大臣官房官庁 営繕部設備・環境課
26	(追記)公共建築設備工事標準図 - (機械設備工事編)-	国土交通省大臣官房官庁 営繕部設備・環境課

第7節 参考図書

第 6209 条 参考図書

受注者は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。なお、これら以外の図書を参考とする場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

No.	名称	編集又は発行所名
1	日本工業規格	_
2	日本下水道協会規格	_
3	電気規格調査会標準規格	_
4	日本電機工業会標準規格	_
5	日本農業規格	_
6	日本電線工業会標準規格	_
7	内線規程	日本電気協会
8	下水道施設(削除)計画・設計指針と解説	日本下水道協会
9	下水道維持管理指針	日本下水道協会
10	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	日本下水道協会
11	下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会
12	下水道施設耐震計算例 -処理場・ポンプ場編-	日本下水道協会
13	水理公式集	土木学会
14	コンクリート標準示方書	土木学会
15	鉄筋コンクリート構造計算 <mark>規</mark> 準・同解説(削除)	日本建築学会
16	鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 一許容応力度設計と保 <mark>有</mark> 水(削除) 平耐力-	日本建築学会
17	鋼構造設計規準 一許容応力度設計法一	日本建築学会
18	建築基礎構造設計指針	日本建築学会
19	壁式構造関係設計 <mark>規</mark> 準集・同解説 (壁式鉄筋コンクリート造編)	日本建築学会
20	土木製図基準	土木学会
21	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成 基準及び同解説	公共建築協会
22	機械製図基準 JISハンドブック 5	日本規格協会
23	電気記号 JISハンドブック 7	日本規格協会
24	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図	_
25	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築 設備工事標準図(削除)(電気設備工事編)(削除)	_
26	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築 設備工事標準図(削除) (機械設備工事編) (削除)	_

ページ		(旧:平成29年4月版)	
	27	(追記) 土木構造物設計ガイドライン 全日本建設技術協会	国土交通省大臣官房技術 調査室土木研究所 監修
	28	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会
	29	港湾の施設の技術上の基準・同開設	日本港湾協会
	30	揚排水ポンプ設備技術基準(案)・同解説(追記)揚排水ポンプ設備設計指針(案)・同解説	河川ポンプ施設技術協会
	31	(追記)公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	国土交通省大臣官庁営繕 部 監修
	32	(追記)公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)	国土交通省大臣官庁営繕 部 監修
	33	(追記)公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	国土交通省大臣官庁営繕 部 監修
	34	(追記) 建築構造設計基準及び同解説 公共建築協会	国土交通省大臣官房官庁 営繕部整備課 監修
	35	(追記) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 公共建築 協会	建設大臣官房官庁営繕部 監修
	36	(追記) 建築設計設備基準 公共建築協会 全国建設研修センター	国土交通省大臣官轍営繕 部設備課 監修
	37	(追記)公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	国土交通省大臣官轍営繕 部
	38	(追記)公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)	国土交通省大臣官轍営繕 部
	39	(追記)公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)	国土交通省大臣官轍営繕 部

	(新:令和2年4月版)				
27	国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物 設計ガイドライン (削除)	全日本建設技術協会			
28	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会			
29	港湾の施設の技術上の基準・同 <mark>解説</mark>	日本港湾協会			
30	揚排水ポンプ設備技術基準(案) (削除) 同解説/揚排水ポンプ設備設計指針(案) (削除) 同解説	河川ポンプ施設技術協会			
31	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様 書(建築工事編)	公共建築協会			
32	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様 書(電気設備工事編)	公共建築協会			
33	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様 書(機械設備工事編)	公共建築協会			
34	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準(削除)	公共建築協会			
35	建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準 及び同解説 (削除)	公共建築協会			
36	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備·環境課監修 建築設備 設計基準 (削除)	公共建築協会			
37	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準 仕様書(建築工事編)	公共建築協会			
38	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準 仕様書(電気設備工事編)	公共建築協会			
39	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準 仕様書(機械設備工事編)	公共建築協会			
40	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会			
41	ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会			
42	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会			

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(追記)	第3章 下水管きょ耐震診断調査等
		第 1 節 調 査
		第 6301 条 資料収集
		簡易診断業務においては、耐震性能の概略の把握に必要な資料、詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料、詳細設計業務においては、設計計画及び各種計算に必要な資料を収集しなければならない。
		これら業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他 の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公庁、企業者等において将来計画 を含め十分調査しなければならない。
		(1) 管路資料
		下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管きょ諸元の 整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。 (2) 地盤資料
		土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。 地質データを収集する場合は、簡易診断では 20ha に 1 点程度、詳細診断では管路
		延長 1,000m につき 3 点程度、詳細設計では対象施設箇所の地質データを収集・整理 しなければならない。
		ただし、診断対象区域の土質資料が存在しない場合は、診断に利用する土質条件 の扱いについて発注者と協議を行う。
		(3) 防災・利水資料
		過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水 状況を調査しなければならない。
		(4) その他関連資料
		地下埋設物台帳及びその他支障物件、管きょ改築更新事業計画、合流改善対策事 業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他
		必要な資料を収集し、確認しなければならない。第 6302 条 現地踏査
		設計図書に示された調査・設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。
		詳細設計においては、交通規制、支障物件、その他の施工条件等の調査を行わなければならない。
		第6303条 地下埋設物調査
		詳細設計においては、設計図書に示された設計対象区域について、水道、下水道、 ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者
		が有する資料と照合し、確認しなければならない。
		第 6304 条 公私道調査 詳細設計においては、道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認し
		なければならない。

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(追記)	第6305条 現地作業 簡易診断業務においては、調査対象区域内の代表的なマンホールについて路上から の目視観察を行い、詳細診断業務においては、耐震計算を行うマンホールについて管 口を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行って、状況を確認しなければならな い。ただし、耐震計算を行うマンホールの箇所が標準耐震診断密度(管路延長 1,000m 当り3断面程度、標準マンホール3箇所程度)を超える場合は別途計上とする。 詳細設計においては、設計図書に示された設計対象区域について、管路及びマンホールの構造・寸法、底高、耐震補強位置の横断測定、耐震補強位置の目視観察(腐食、 侵入水、ひび割れ等)を行わなければならない。ただし、TVカメラ調査、劣化試験、 コンクリート強度試験等の特殊機材を必要とする作業は、別途業務とする。
		 第 6306 条 重要な幹線等の設定 重要な幹線等とその他の管路の区分設定を行わなければならない。既に区分設定がなされている場合は、資料収集等の調査結果に基づいて区分設定の確認を行い、必要に応じて見直しを行わなければならない。 第 6307 条 耐震性能の定性的評価 管路資料、地盤資料、防災資料等のデータに基づき、管きょ布設年度・管径・施工法の把握、管きょ等の変状履歴の把握及び液状化検討等を行い、総合的に管路施設の耐震性能の定性的評価を行わなければならない。 第 6308 条 優先順位の判定 管路施設の重要度、耐震性能の定性的評価及び管きょ流下能力、被災履歴等の緊急性並びに管きょ改築更新事業計画、浸水対策事業計画等の関連事業計画を考慮して、詳細診断実施路線の選定に必要な優先順位の判定を行わなければならない。
		第 6309 条 詳細診断の範囲検討 優先順位の判定結果に基づき、耐震性能の定量的評価を行う詳細診断が必要な施設を抽出し、路線延長及びマンホール箇所数等を算出しなければならない。また、詳細診断に必要な調査内容の検討を行い、補足調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数量を算出しなければならない。 第 6310 条 簡易診断調査図の作成 主要な調査図は、下記により作成すること。 (1)位置図 位置図 (S=1:10,000~1:30,000) は、地形図に調査区域又は調査区間及び処理区界と名称、幹線の位置及び名称、処理施設及びポンプ施設の位置及び名称等を記入する。 (2) 基礎調査図 基礎調査図 基礎調査図 (S=1:10,000~1:30,000) は、基礎調査において収集した管路資料、地盤資料、防災・利水資料、その他関連資料等を整理して集成する。

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(追記)	(3) 重要な幹線等設定図
		重要な幹線等設定図(S=1:10,000~1:30,000)は、重要な幹線等とその他の管路
		の区分が明確に判断できるように記入する。
		(4)優先順位判定図
		優先順位判定図(S=1:10,000~1:30,000)は、優先順位が判別できるように識別
		して記入する。
		(5)詳細診断範囲図
		詳細診断範囲図 (S =1:2,500) は、詳細診断対象管きょの位置及び名称、管径、
		勾配、区間距離等を記入する。
		第3節 詳細診断
		第 6311 条 条件設定
		耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤
		の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。
		第 6312 条 耐震性能の定量的評価
		管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を
		行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答
		変位法により、下記の内容により行わなければならない。
		(1) レベル1の場合
		液状化の判定、マンホールと管きょの接続部及び管きょと管きょの継手部の計算
		(地震動による屈曲角・抜出し量)、マンホール本体の計算。
		(2) レベル1及びレベル2の場合
		液状化の判定、マンホールと管きょの接続部及び管きょと管きょの継手部の計算
		(地震動による屈曲角・抜出し量及び地盤の永久ひずみによる抜出し量)、管きょ
		本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量(沈下
		に伴う屈曲角・抜出し量等)、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、
		マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。
		第 6313 条 耐震補強必要箇所の抽出
		耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具
		体的部位及び補強内容を抽出し、整理しなければならない。また、詳細設計に必要な
		設計内容の検討を行い、補足調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数
		量を算出しなければならない。
		第 6314 条 耐震補強対策の検討
		耐震補強必要箇所については、補強対策の概略検討、概算工事費の算出及び段階的
		対策計画を検討しなければならない。
		(1) 耐震対策の概略検討
		屈曲角、抜出し、耐力、液状化時の浮上・沈下等に対する耐震補強方法・耐震補
		強構造を概略比較により選定する。
		DATING C MICH PUTATION / WAL / VO

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(追記)	(2) 耐震対策の概算工事費の算出 耐震補強方法・耐震補強構造に対する概算工事費を算出する。
		(3) 耐震対策事業計画の作成
		段階的な対策計画を検討し、年度別事業計画及び実施工程表を作成する。
		第 6315 条 詳細診断調査図の作成
		主要な調査図は、下記により作成すること。
		(1)位置図 位置図 (S=1:10,000~1:30,000) は、地形図に詳細調査区間を記入する。
		(2) 調査対象路線図
		調査対象路線図 (S =1:2,500) は、事業計画において作成した施設平面図に基づ
		いて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処
		理区等の名称を記入する。
		(3) 耐震補強対策平面図
		耐震補強対策平面図 (S =1:500) は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用
		いて、管きょの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、補強対策案等を記
		入する。
		(4) 耐震補強対策概略構造図
		耐震補強対策概略構造図 (S=1:50~1:100) は、発注者の下水道標準構造図による
		ものは作成を要しないが、耐震補強対策として特に構造図を必要とするものについ
		て概略の形状図を作成する。
		第4節 詳細設計
		第 6316 条 設計計画
		詳細診断結果に基づく耐震対策工法の選定については、施工箇所の状況、その他関
		係資料等を考慮の上、工事の難易、経済性、工期等についての検討を行い、発注者と
		十分打合せの上、選定しなければならない。
		なお、特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本又は説
		明書を発注者に提出し、協議しなければならない。
		また、地下埋設物、管きょ継手、マンホール内のブロック境界・ステップ位置等を
		プロットし、概略の補強計画図を作成しなければならない。また、仮設及び補助工法
		等が必要な場合は、仮設計画及び補助工法等の検討を行わなければならない。
		第6317条 各種計算
		構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当っては、発注者と十分打合せの上、計算は対象を表現して行わなければならない。また、第888年内補強による場合は、流量計算
		算方針を確認して行わなければならない。また、管きょ内補強による場合は、流量計
		算を行わなければならない。 第 6318 条 耐震設計
		第 0310 宋 崎辰改訂 管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、耐震補強のための管路
		施設の耐震設計を行わなければならない。耐震設計は、下記の内容により行わなけれ
		ルビBX v Z IIII J J Z R X ローで コ 4 Z は V プ 4 V V よく で III J J Z R X ロ V よ、 I BL v Z P J A Z V より 4 V

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(追記)	(1)条件設定 耐農基盤面、地震動レベル、設計土質定数等の地盤条件の設定及び管きよ・マンホールの構造・耐震補強構造の設定に当っては、発注者と十分打合せの上、設計条件を確認して行わなければならない。 (2)耐震計算 耐震補強に対する必要な耐震計算項目は、対策工法の設計要領書等に基づいて下記の内容により整理し、原則として応答変位法により耐震計算を行わなければならない。 (ア)レベル1の場合 液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算(地震動による屈曲角・抜出し量)、マンホール本体の計算。 (イ)レベル1及びレベル2の場合 液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算(地震動による屈曲角・抜出し量及び地盤の永久ひずみによる抜出し量)、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量(沈下に伴う屈曲角・抜出し量等)、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。 第 6319条 数計図の作成 主要な設計図は、下記により作成すること。 (1)位置図 位置図(S=1:10,000~1:30,000)は、地形図に施工箇所を記入する。 (2)系統図 系統図(S=1:2,500)は、地形図に設計区間を記入する。 (3)平面図 平面図(S=1:500)は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。 (4)詳細平面図
		詳細平面図(S=1:50~1:100)は、主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近
		接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、発注者が指示す
		る場合に平面図及び横断面図を作成する。
		(5) 縦断面図
		縦断面図 (S=縦 1:100、横 1:500) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記
		入する。

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(追記)	管きょの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管
		底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び
		交差する管きょの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位
		置、形状、寸法等及び管きょの名称等を記入する。
		(6)横断面図
		横断面図(S=1:50~1:100)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。
		管きょの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地
		下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きょの名称又は横断位置の名称等を記
		入する。
		(7)構造図
		構造図(S=1:10~1:100)は、次の要領で記入する。
		発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、耐震補強に係る特殊
		な形状の管きょ、マンホール及びます等特に構造図を必要とし、設計図書に明記さ
		れている構造図を作成する。
		なお、構造図を複数の対象施設に対して標準図形式で整理できるものは、発注者
		との協議の上で標準図としてまとめることができる。
		(8) 仮設図
		仮設図(S=1:10~1:100)は、次の要領で記入する。
		仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。
		設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名
		称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。
		第 6320 条 数量計算
		土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)				
	(追記)	第5節 照 查				
		第 6321 条 照査事項				
		照査技術者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査・設計全般				
		にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。 (1) 簡易診断 (ア) 基礎調査の内容の適切性				
		(イ) 重要な幹線等の設定理由の妥当性				
		(ウ)診断結果の妥当性				
		(エ)優先順位の検討の適切性				
		(オ)詳細診断範囲の抽出の妥当性				
		(2) 詳細診断				
		(ア) 基礎調査の内容の適切性				
		(イ) 耐震計算結果の妥当性 (ウ) 耐震補強方法・耐震補強構造の選定結果の妥当性				
		(エ) 概算工事費・耐震対策事業計画の適切性				
		(オ) 詳細設計箇所・内容の適切性				
		(ア) 耐震補強方法・耐震補強構造の妥当性				
		(イ) 耐震計算等各種計算書の適切性				
		(ウ) 各種計算書と設計図の整合性				
		第6節 成果品				
		第 6322 条 成果品				
		受注者は、表 6.3.1、表 6.3.2、表 6.3.3 に示す成果品を作成し、第 13 条 成果品				
		の提出に従い、納品するものとする。				
		表 6.3.1 下水管きょ耐震診断調査(簡易診断) 成果品一覧表				
		No. 図書名				
		1 位置図				
		2 基礎調査図				
		3 重要な幹線等設定図				
		4 優先順位判定図				
		5 詳細診断範囲図				
		6 報告書				
		7 打合せ議事録				
		8 その他参考資料(下水道台帳、土質 調査資料他)				

ページ	(旧:平成29年4月版)			(新:令和2年4月版)
(追記)		表 6. 3. 2	下水'	管きょ耐震診断調査(詳細診断) 成果品一覧表
			No.	図書名
			1	位置図
			2	調査対象路線図
			3	耐震補強対策平面図
			4	耐震補強対策概略構造図
			5	報告書
			6	打合せ議事録
			7	その他参考資料(老朽度調査記録資料他)
		表 6.3.3		水管きょ耐震設計(詳細設計) 成果品一覧表
			No.	図書名
			1	位置図
			2	系統図
			3	平面図
			4	詳細平面図
			5	縦断面図
			6	横断面図
			7	構造図
			8	仮設図
				計算書(耐震設計計算書を含む)
				数量計算書
			11	報告書
				特記仕様書
				打合せ議事録
			14	その他の資料

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)		
(;	追記)	第7節 参考図書 第6323 条 参考図書 受注者は、業務に当たり、下記に掲げる図書に準拠して行なう。 また、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ発注者の承諾を受け とする。	うこと	
		No. 名 称 編集又は発行所名	名	
		1 下水道委託設計指針 浜松市上下水道部	ß	
		2 浜松市下水道標準構造図 浜松市上下水道部	ß	
		3 下水道施設計画・設計指針と解説 日本下水道協会		
		4 下水道維持管理指針 日本下水道協会		
		5 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 日本下水道協会		
		6 下水道管路施設設計の手引 日本下水道協会		
		7 下水道施設の耐震対策マニュアル 日本下水道協会		
		8 下水道施設の耐震対策指針と解説 日本下水道協会		
		9 下水道施設耐震計算例-管路施設編 日本下水道協会		
		10 下水道推進工法の指針と解説 日本下水道協会		
		11 下水道マンホール安全対策の手引き(案) 日本下水道協会		
		12 水理公式集		
		13 コンクリート標準示方書 土木学会		
		14 土木工学ハンドブック 土木学会		
		15 トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説 土木学会		
		16 トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説 土木学会		
		17 トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説 土木学会		
		18 地盤工学ハンドブック 地盤工学会		
		19 道路技術基準通達集 国土交通省		
		20 道路構造令の解説と運用 日本道路協会		
		21 道路土工-仮設構造物工指針 日本道路協会		
		22 道路土工-擁壁工指針 日本道路協会		
		23 道路土エーカルバート工指針 日本道路協会		
		24 共同溝設計指針 日本道路協会		
		25 道路橋示方書・同解説 日本道路協会		
		26 水門鉄管技術基準 電力土木技術協会	<u> </u>	
		27 改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)同解説 日本河川協会		
		28 港湾の施設の技術上の基準・同解説 日本港湾協会		

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
(追記)		第4章 下水道終末処理場・ポンプ場耐震診断調査
		詳細診断業務は、次の事項の作業を行い、報告書としてまとめなければならない。
		第 6401 条 着手時の確認
		(1) 受注者は業務の着手に当たり、耐震診断に必要とする資料のリストを作成し、
		発注者の承諾を得た後、資料の収集・整理を行い、対象とする資料の有無及び
		保存状態等について、資料リストに記録する。
		(2) 対象施設について耐震診断及び追加調査が実施されている場合、その内容を確
		認する。
		(3) 資料等に不足がある場合は、発注者と受注者は協議により、速やかに対応を図
		るものとする。
		第 6402 条 収集する既存資料、図書
		下水道事業計画図書、防災計画図書、下水道施設維持管理記録、設計図書(設
		計図、構造計算書、基礎計算書、仕様書)、完成図書(竣工図、コンクリート
		強度試験表等の施工記録)、土質調査報告書
		第 6403 条 既存資料、図書より確認、整理する事項
		① 下水道計画の概要
		当該処理区及び排水区の概要(計画及び現況の面積、人口、汚水量、雨
		水量)、幹線系統、下水道排除方式
		② 調査対象ポンプ場、処理場の概要
		名称、位置、計画能力(全体および事業計画)、現況能力、ポンプ場種
		類、水処理及び汚泥処理方式、維持管理体制
		③ 場内主要施設の概要
		施設の名称及び個数・形状、設計年度、建設年度、供用開始年度、用途
		変更履歴、被災履歴、維持管理状況(流入水量変動、負荷量変動、停電、
		The state of t
		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		用途地域、現況地形、用地造成等の履歴、地盤状況(土質資料の整理)、
		排水先及び放流先公共水域の概要(名称、管理者、利水状況、水質に関わ
		る基準及び規制)
		⑤ 発注者及び関連公共団体等の防災計画の概要
		ポンプ場、処理場の防災計画上の位置付け及び重要度
		⑥ その他診断に必要な事項
		第 6404 条 原設計条件の整理に係る業務
		収集した資料等に基づき次の事項を確認し、整理する。
		① 経歴及び概要(設計年度、建設年度、被災履歴、構造物概要)
		② 設計基準又は適用構造規定(建築基準法施行令)
		③ 地盤土質条件(支持地盤の状況、液状化への考慮、耐震上の地盤面の設定

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
	(追記)	等)
		④ 耐震計算条件(材料の許容応力度、設計震度又はせん断力係数、荷重、構
		造体のモデル化等)
		⑤ 基礎計算条件(杭材の許容応力度、設計震度又はせん断力係数、荷重、杭
		頭接合条件等)
		第 6405 条 現地調査に係る業務
		現地調査の実施に当たっては、施設の維持管理に支障が生じないように考慮した調
		査計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
		現地調査では、以下の事項を目視確認し、記録(写真、概況図、簡易計測値)する。
		① 原設計と現況(使用状況、載荷状況、改築補修状況、被災跡)
		② 躯体劣化状況(変形、亀裂、変質、剥落、錆)
		③ 伸縮継手状況(位置、仕様、劣化状況)
		④ 建築非構造部材状況(外観の異常、取付け状況、劣化状況)
		⑤ 地盤沈下及び構造物沈下状況
		⑥ 周辺環境(周辺土地利用状況、現況地形)
		第 6406 条 耐震計算入力条件の整理に係る業務
		(1) 土木構造物
		構造物について次の事項を確認し、整理する。
		① 地盤の土質特性
		② 現況に整合した荷重条件
		③ レベル1及びレベル2地震動における入力条件
		④ 構造体のモデル化
		⑤ 材料強度及び許容応力度
		(2) 建築構造物
		構造物について次の事項を確認し、整理する。
		① 地盤の土質特性
		② 現況に整合した荷重条件
		③ 中地震動及び大地震動における入力条件
		④ 構造体のモデル化
		⑤ 材料強度及び許容応力度
		第 6407 条 診断に係る業務
		(1) 土木構造物
		① 地盤、基礎、躯体の耐震性の定量的評価
		現況に則した計算条件を設定のうえ、計算等により耐震強度の確認を行
		い、耐震性を評価する。
		② 評価結果の取りまとめ
		(2) 建築構造物
		① 基礎、躯体の耐震性の定量的評価
		現況に則した計算条件を設定のうえ、計算等により耐震強度の確認を行

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)
(追記)		い、耐震性を評価する。
		② 非構造部材の耐震安全性の評価
		外壁仕上げ材、天井材、建具等の地震時における落下の危険性を確認し、
		安全性を評価する。
		③ 評価結果の取りまとめ
		第 6408 条 現地確認に係る業務
		耐震補強計画の立案にあたり、設計図書、完成図書との整合性、構造物の実態及び
		機器、配線、配管等の支障物を現地にて確認し整理する。
		第 6409 条 耐震補強計画の策定に係る業務
		対象構造物の診断結果に基づき、以下の作業を行う。
		(1) 対象構造物の耐震補強の方法について比較検討し、適切な補強策を選定する。
		(2) 選定した補強策の施工手順及び仮設方法を検討し、施工計画案を策定する。
		(3) 選定した補強策の計画図を作成し、概算工事費及び工期を算定する。
		第 6410 条 総合評価に係る業務
		対象構造物の補強策に対し、経済性、施工難易度、耐震化優先度(処理機能の維持
		及び人命の安全確保)等の面から、実現可能性を総合的に評価する。
		また、土木構造物に対する耐震性能2に対する実現可能性の検討や耐震対策実施に
		当たっての課題・問題点等の所見を整理し、段階的な事業計画(年度別事業計画)を
		立案する。
		第 6411 条 詳細診断図書の作成に係る業務
		第 6402 条から第 6409 条の業務で収集した資料・図書、確認・整理した事項及び作
		成した図書を次の内容により取りまとめ、報告書を作成する。
		(1) 資料収集リスト
		(3) 詳細診断表
		(4) 耐震計算書
		(5) 耐震補強計画図
		(6) 概算工事費、工期計算書
		(7) その他資料(耐震補強方法比較検討書他)
		第2節照査
		第 6412 条 照査事項
		照査技術者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、業務全般にわた
		り、次に示す事項について照査を実施しなければならない。
		(ア) 診断計画の妥当性
		(イ) 収集資料、整理事項及び確認事項の妥当性
		(ウ) 整理した原設計条件と収集情報との整合性
		(エ) 現地確認、耐震計算入力条件の適切性及び実態との整合性
		(オ) 詳細診断の適切性

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)	
	(追記)	(カ) 耐震補強策と計算結果の整合性 (キ) 施工計画(施工手順、仮設方法)、概算費用	及び工期の適切性
		第3節 成果品 第6413条 成果品 受注者は、表 6.4.1 に示す成果品を作成し、第13条 るものとする。	成果品の提出に従い、納品す
		表 6. 4. 1 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査	成果品一覧表
		No. 図書名	
		1 報告書	
		2 打合せ議事録	
		3 電子成果品	
		第 6414 条 参考図書 受注者は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行う 外の図書を参考とする場合は、あらかじめ発注者の承記 No. 名 称	
		1 日本工業規格	——————————————————————————————————————
		2 日本下水道協会規格	_
		3 日本農業規格	_
		4 下水道施設計画・設計指針と解説	日本下水道協会
		5 下水道維持管理指針	日本下水道協会
		6 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	日本下水道協会
		7 下水道の耐震対策マニュアル	日本下水道協会
		8 下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会
		9 下水道施設耐震計算例 -処理場・ポンプ場編-	日本下水道協会
		10 下水道施設改築・修繕マニュアル (案)	日本下水道協会
		11 水理公式集	土木学会
		12 コンクリート標準示方書	土木学会
		13 土木工学ハンドブック	土木学会
		14 土木製図基準	土木学会
		15 地盤工学ハンドブック	(社)地盤工学会

ページ	(旧:平成29年4月版)	(新:令和2年4月版)		
	(追記)	16	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	日本建築学会
		17	鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 一許容応力度設 計と保有水平耐力-	日本建築学会
		18	鋼構造設計規準 一許容応力度設計法一	日本建築学会
		19	建築基礎構造設計指針	日本建築学会
		20	壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編	日本建築学会
		21	建築耐震設計における保有耐力と変形性能	日本建築学会
		22	建設大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及 び同解説	公共建築協会
		23	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図	公共建築協会
		24	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	公共建築協会
		25	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準	公共建築協会
		26	建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準 及び同解説	公共建築協会
		27	建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震診断・改 修基準及び同解説	建築保全センター
		28	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準 仕様書(建築工事編)	_
		29	国土交通省住宅局建築指導課監修 2001 年改訂版既存鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説	日本建築防災協会
		30	建設省住宅局建築指導課監修 改訂版 既存鉄骨鉄筋コンク リート建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説	日本建築防災協会
		31	建設省住宅局建築指導課監修 耐震改修促進のための既存鉄 骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説	日本建築防災協会
		32	国土交通大臣官房技術調査室土木総合研究所監修 土木構造 物設計ガイドライン	全日本建設技術協会
		33	道路橋示方書・同解説	日本道路協会
		34	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会
		35	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会
		36	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説/揚排水ポンプ設備 設計指針(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会